

秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
平成27年度第1回子ども・子育て部会（秋田県版子ども・子育て会議）

日時 平成28年2月12日（金）13:30～15:00

会場 秋田地方総合庁舎 第601会議室

◆出席者

《審議会委員》

秋山肇、川嶋真諒、後藤節子、後藤由美子、佐藤章和、時田博、成田多恵子、森和彦、
武田正廣、渡辺丈夫、山崎純、小玉由紀

《県》

佐藤健康福祉部次長、信田子育て支援課長、小柳幼保推進課長

1 開会

2 佐藤健康福祉部次長あいさつ

本日は、御多忙のところ、御出席いただきましたこと、また、日頃、県行政の推進につきまして、御理解と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

今日は、新しい委員になって初めての会議となります。本部会におきましては、本県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進につきまして調査審議いただくこととしておりますが、中でも、子ども・子育て支援法等に基づく「第2期 すこやかあきた夢っ子プラン」の進捗状況の点検や評価が中心議題になるのではないかと考えております。

この「第2期 すこやかあきた夢っ子プラン」につきましては、昨年4月の子ども・子育て支援新制度の本格実施に合わせてスタートしたところですが、平成31年度までの5年間を計画期間としていることから、これから重要となってきますのは、社会情勢の変化や国の制度変更等に合わせてプランを見直し、推進していくという、いわゆるPDCAの取組であります。

本年度は、計画の初年度にあたりますが、県内でも、子ども・子育て支援新制度に基づく、いくつかの新しい取組が始められている一方、国では「一億総活躍社会の実現」における「希望出生率1.8」の達成に向けて、ひとり親家庭支援や児童虐待防止とも関連させた新たな動きも見られるところです。

本日は、「第2期 すこやかあきた夢っ子プラン」の現時点での進捗状況と一部修正についての説明、並びに、平成26年度までの計画期間でありました「すこやかあきた夢っ子プラン」について報告させていただきますが、委員の皆様それぞれの立場からの率直な御意見を承り、施策の改善などに反映させてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3 議題

(1) 部会長、副部会長の互選

出席委員の互選により、部会長に森和彦委員、副部会長に後藤節子委員を選任

(2)「すこやかあきた夢っ子プラン」の実績報告

《事務局説明》

平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とし、秋田県次世代育成支援行動計画の後期計画として策定したもので、7つの基本施策のもとに計24の施策を掲げて計画を推進してきた。

計画の最終年度となる平成26年度における具体的な取組状況は「資料2」の1ページから15ページまで施策順に記載している。また、施策ごとに目標指標を設定したが、その達成状況は、16ページ以降に記載している。合計34の目標指標のうち、目標達成は14の指標、未達成ではあるものの目標値の95%に達している指標は12という結果であった。

達成できなかった指標のうち、16ページ、施策番号2-1「男性の育児休暇取得率」は、目標値には至らなかったが、配偶者出産休暇といった、企業において比較的導入しやすいと思われる両立支援制度の導入を企業に働きかけ、男性の育児休暇取得へつなげたいと考えている。

「放課後児童クラブの設置率」は、小学校の統廃合や、1クラブで複数の小学校区を対象としているケース等が影響し、学区毎の設置率目標達成には至らなかったが、クラブ数と利用児童数は増加しており、県としては、引き続きクラブの運営や設置に対する助成や支援員への研修実施等を通じ市町村への支援を強化していく。

合計特殊出生率は、少子化の進行に少しでも歯止めをかけるため、結婚支援から、出産、子育てまで、子どもを産み育てやすい環境を作っていく総合的な対策を、今後も息長く続けていくこととしている。

18ページ、「小学校区数に対する放課後子ども教室の実施率」は、「わくわく土曜教室」に移行した市町村もあり、これも含めると実施率は55%となっている。

「里親委託率」は、里親制度や里親研修について周知を進めたり、平成26年度から新たに乳児院に里親支援専門相談員を配置するなど、里親委託率向上に努めているが、引き続き目標達成に向け努力する。

《質問》

●山崎委員

3つ質問させていただく。

まず、男性の育児休暇取得率であるが、5年間で倍となったのはある程度評価できるのではないかと。その背景に何があるのか、特に取得率が上がった業界はどんな業界か。

2つ目、合計特殊出生率についても、わずかではあるものの上昇したのは評価できると考えている。この背景にもどのようなことがあるのかを教えてください。

3つ目、母子家庭の母の就業率の記載があるが、父子家庭についてはどの程度把握しているか教えて欲しい。

○人口問題対策課

男性の育児休暇取得率であるが、どこの分野で取得率が上がったかの資料は持ち合わせていないが、少しずつではあるが啓発運動が浸透していった結果、取得率も上がってきたものと分析している。

合計特殊出生率については、団塊世代の子どもの方々がちょうど30歳代になり、晩婚化ということと相まって、ちょうど結婚と出産を迎えたタイミングとなっている。これは全国的な傾向であるが、本県でも同じ傾向が働いて上昇したものと分析している。

○子育て支援課

具体的な数字は持ち合わせていないが、ひとり親世帯は平成22年の国勢調査で16,000世帯となっている。このうち、児童扶養手当支給にともなう現況調査により、母子家庭11,500世帯、父子家庭1,500世帯、あわせて13,000の世帯状況を把握している。

母子世帯の就業率は記載のとおり85%であるが、実態としては、その半分は常用雇用、半分はパートという状況であり、貧困率は16%が全体の数字であるが、母子世帯だけの数字だと54.6%となり、これはパート労働が影響しているとの分析がなされている。

父子家庭については、病気などで就業していない家庭は15%と記憶しているが、その他のほとんどの家庭は、常用雇用あるいは自営業となっているが、年収は平均300万円であり数字上父子家庭の貧困は少ないという実態となっている。

細かな数字は持ち合わせていないので、後ほど必要があれば実態を集計した表を委員の皆様にお届けしたいと考えている。

●山崎委員

実施状況がどうなのかという細かなところが分からないと次の議論に進んでいかない。例えば、育児休暇取得率であれば、こういった業界が進んでいるのかというデータを示していただくことで、そこから育休を広めていくヒントを得られるかもしれない。可能な範囲で、次回会議からデータを示すようにしていただきたい。

●武田委員

2つお願いしたい。

資料1のうち、基本施策1に「子ども・子育て支援に携わる人材の確保と資質の向上」とあるが、新制度では幼稚園・保育所が大きく変わったので、この会議はそれを検証していく場でもと考えている。新制度がスタートしたが、有資格者である幼稚園教諭、保育士が非常に不足している状況。全国的な問題として、新制度の給付費には様々な加算があるが、人員を配置していないと加算がつかないので、保育士等の不足のために想定よりも給付費が入らないという問題がある。是非とも県として有資格者の人材確保のための施策に取り組んでいただきたい。資料2の施策1-3「積極的な子育て支援のPRと子育てサポーターなどの人材育成や活動促進」において、幼稚園教諭や保育士等の養成については触れられていないが、現場は非常に苦勞しているの、この項目の施策として検討してほしい。

2点目として、

放課後児童クラブや放課後子ども教室は、小学生のいる留守家庭への施策であると思う。就学前の子どもは預かり保育を行っているが、こうした子どもが小学校に入ったときに問題になるというのが、今回の新制度でも課題に挙げられているが、トータル的な子どもたちの状況がどうなっているのか教えて欲しい。

○幼保推進課

資料2については、前回計画の実績報告となっているので、武田委員の1つ目の質問に関しては、資料3で説明させていただきたい。

○子育て支援課

就学後については、仕事等で日中家庭に保護者がいない子どもたちの居場所として放課後児童クラブがあり、一方、放課後子ども教室は全ての子どもを対象として子どもたちの学びの場として開設している。連携して事業を実施しているが、こうした違いがあり資料のまとめ方としては一緒にはしていない。

放課後児童クラブについては、平成27年11月時点で全県で9,489人在籍している。

●時田委員

山崎委員の話聞いたが、大変厳しい発言だったと思う。育児休暇の取得の話だが、具体的にどのように取り組んでいるかを示していかないと、なかなか改善の議論に結びついていけないと思う。

今回この資料を初めてみたが、県でも事業所へ色々と指導しているようだが、例えば県と取引している業者に対して、入札などに入ってくる業者もたくさんあると思うが、そういったところから具体的に指導していかないと進まないと思う。それぞれの会社にも就業規約とか規則があるだろうから、入札において経営審査項目に育休を入れるとか、行政において縛りを入れる工夫も必要と考える。県全体で取り組んでいるという姿勢を事業主側に示していく必要があると思う。

○人口問題対策課

当課職員である両立支援員が企業訪問を行っている。100人以下の企業では一般事業主行動計画が任意策定となっているが、取り組みに前向きな事業主などには、行動計画策定のアドバイスを行う社会保険労務士派遣を勧めるなど、企業側の積極的な取り組みを支援している。こうした取り組みで、少しずつではあるが改善している。

○子育て支援課

経営審査という話があったが、男性が育児休暇を取った場合等には加点事由とする事業を、「男女共同参画職場づくり事業」として行っている。

●渡辺委員

男性の育児休暇の話題が出ているが、その前に、そもそも女性の育児休暇取得率はどのくらいあるのか。

○人口問題対策課

女性は92.6%となっている。

●渡辺委員

かなり高い数字の印象を受ける。大きな事業所でも、女性が育休に手を挙げると籍がなくなってしまうという話を聞く。どのような調査方法となっているのか。

○人口問題対策課

常用労働者が5人以上の民間事業所から抽出調査により実施し、回答率は65%で1,088事業所からの回答があったもの。休暇の期間は問わない設問になっているため高い数字が出ているが、実際に企業回りをしている中では、秋田県は中小企業が多いこともあり育児休暇を取りにくい実態があるものと認識している。

●渡辺委員

実質的には、あまり取れていないと読み取るべきだろう。少なくとも半年とか1年取得したというのが実績になるだろう。パート職員も育休を取りなさいと労働局では指導しているので、そこまでも含めるとか、アンケートの取り方を工夫する必要があると感じる。より実態に近いものになると思う。

●森部会長

付け加えると、辞めさせられる若しくは辞めざるを得ないという状況把握はできるのか。辞めてしまうと育児休暇率として数値には入ってこないわけで、この数値だけではなく、休暇の日数と、出産をきっかけに辞めた率も、併せてみないといけない。

○人口問題対策課

これまでは労働行政の立場からの調査であった。確かに数字だけでは読み取れない部分があるので、人口問題対策課において企業訪問を通じ実態の把握を進めているところである。ベビーウェーブとして少子化対策の県民運動を展開しているが、そのなかでモデル企業ということで取り上げ表彰しており、その際にも実態はどのようになっているのか、何度か企業に足を運びながら確認を進めている。こうした作業を進めながら、少しずつではあるがデータを蓄積してきているところである。

(3) 議事

①「第2期 すこやかあきた夢っ子プラン」の進捗状況

②「第2期 すこやかあきた夢っ子プラン」の修正

《事務局説明》

①「第2期 すこやかあきた夢っ子プラン」の進捗状況

資料3であるが、現計画の初年度にあたる本年度の取組状況を施策順に記載しているが、年度途中で現段階における資料ということになっている。

1ページの下から3行目、1-3「子ども・子育て支援に携わる人材の確保と資質向上」の(4)放課後指導支援員については、平成27年度から放課後児童クラブの基準を国で明確にし、保育士資格を持つ方や2年以上勤務している方など、一定の条件をクリアした方が都道府県が実施する研修を修了することが資格要件となった。この研修を実施したところであり、本年度は約300名が受講し資格を取得した。来年度以降も引き続き開催していく。

2ページ、2-1「地域子ども・子育て支援事業の支援」(1)利用者支援事業については、子育て家庭が適切なサービスを利用できるよう、個別ニーズに合った身近な施設やサービスの情報を提供して、必要なときは相談やアドバイスを行い、また日常的な関係機関とのネットワーク構築などで地域の連携を進めていくもので、子ども・子育て支援新制度において核となる事業と位置づけられており、県内では現在、秋田市、鹿角市、大館市、男鹿市で実施しており、男鹿市は、母子保健型である「おがっこネウボラ」として開設している。

県においては、開設準備や運営の経費を補助すると共に、この利用者支援事業に従事する職員となるコーディネーターの養成を通じて、人材育成分野での支援に力を入れていく。

(幼保推進課説明) 略

②「第2期 すこやかあきた夢っ子プラン」の修正

資料4、利用者支援事業については、「子育て世代包括支援センター」いわゆる「ネウボラ」が、このサービスの一つの型(母子保健型)として位置づけられているが、現計画策定段階では詳細が固まっておらず計画本文へ反映できなかったため、今回「妊産婦への対応」という記述を追加したい。

計画の目標指標については、現計画の策定段階において平成29年度までの目標設定となっていた5つ指標のうち3つについて、昨年10月の「あきた未来総合戦略」策定で、新たに平成31年度目標まで設定したことから、本プランにも反映させたい。

(4) 意見交換

●渡辺委員

資料3のうち「1-2 (1) 認定こども園の普及」について、平成28年度の認定こども園数は69園との説明があったが、秋田県における新制度への移行園は、比率でいうと全国一位となりそうな勢いである。ただし、その園が幼保連携型認定こども園かどうかというのがある。秋田県特有の形態であるが、接続型といて、0・1・2歳児のみの認可保育所と、3歳以上は認定こども園という形の幼保連携型認定こども園が多く見られる。「幼保連携型」を返上してこういった形態に変更する園が出ているが、「幼保連携型」以外の類型の認定こども園のまま保育所部分(0・1・2歳児)を切り離しているので、認定こども園の数としては減少せず、非常にわかりにくい状況となっている。この状況について、認定こども園の先進県としてしっかり対応していく必要があると思うが、どう考えているか。

○幼保推進課

認定こども園は16園増加するが、その内訳は、幼保連携型が6園、幼稚園型が7園、保育所型が3園となっている。認定こども園はいろいろな意味で有用な施設であり、県としては引き続き支援していきたいと考えている。

新制度については、基本的には順調に進んでいるという認識ではあるものの、渡辺委員から御説明のあったとおり、不完全な部分があることは認識している。昨年度に引き続き、国との協議等の場面において、新制度の不足している部分や現場の苦労については要望していきたい。

●渡辺委員

国に要望する前に、県独自で取り組めることもあると思うので、その検証と検討をお願いしたい。県が取り組んで成果が上がっているのであれば、国に対して要望しても効果があるのではないかと。認定こども園が増えている県は、施策をきちんと打ち出して予算を確保して支援している。こういったことも考慮のうえで進めていただきたい。

●武田委員

説明のあった取組は現在も行っている内容であると思う。処遇改善等で有資格者の絶対数は増えると思うが、養成校を作る等も含めて検討いただきたい。

資料3の「1-3 子ども・子育て支援に携わる人材の確保と資質向上」の(5)について、来年度から子育て支援員(有資格者以外)を増やして人材確保を行うようだが、市町村が講習を実施するのか。県が講習を実施して、資格所持者を増やす施策が必要ではないか。

また、渡辺委員からも話題が出たが、認定こども園については、秋田県では全国と比べても幼稚園からの移行が多く、保育所からの移行が少ない。他県では保育所からの移行が圧倒的に多く、秋田県でも保育所からの移行が増えると、目標値である63園は簡単に超えてしまうと思うが、目標値はこのままでよいのか。

待機児童の考え方について、現在は目標値0人に対して実績は37人となっているが、市町村毎の内訳を教えてください。また、第一希望の施設に入所できない場合は待機児童に計上するのか。例えば、秋田市でいうと河辺地域や、能代市では二ツ井地域のような離れた場所の施設に空きがあり、そこに入所させると待機児童は発生しなくなるのか。待機児童数の算定方法や考え方を教えてください。

○幼保推進課

有資格者の絶対数を増やすことは、養成校にも定員があるので県が対応することは難しい。情勢を見ながら、養成校に判断してもらいたいと考えている。

子育て支援員研修については、県で実施する研修メニューの中に家庭的保育等の保育関係のコースがあり、これから内容を検討したい。現時点では未定。

待機児童については、毎年2回調査を実施し、国において全国版の結果を発表している。秋田県の待機児童数は10/1時点で37人であり、各市町村に調査を行って集計している。市町村毎の内訳は、国でも公表していないため、控えさせていただきたい。算定方法は、保育所に申込みをしたにも関わらず、保護者の理由によらず入所できなかった子どもを算定。市町村では第3希望まで確認するが、第1希望しか記載がなく、その希望する保育所に入所できなかった場合には待機児童扱いにはならない。認可外保育施設等の保育所以外の保育サービスを受けている場合も待機児童にはカウントしない。

●渡辺委員

待機児童の算定方法については、認可保育所に申込みをしたが、入所がかなわずに認可外保育施設を利用している場合も待機児童としてカウントされると認識しているが、いかがか。

○幼保推進課

渡辺委員の御指摘のとおり訂正する。

認定こども園の目標値については、現時点で目標値の変更は考えていない。御指摘のとおり、目標値を上回るペースで進んでおり、計画の見直し時点において再検討したい。

●小玉委員

保育園に預けてということも分かるが、フルで働かなくても、お金をかけなくても生活や子育てができる、そういったシステムというか価値観、秋田ならではのことができるのではと考えている。都市公園の整備ではなく、そこにある秋田の自然を活かして、食育であっても昔ながらの食事メニューを伝えていく、昔だったら誰も野菜を自分で作っていたし。

こういったことは、子どもが小さいからこそ、手間暇かけて節約もしたりしてできるということでもある。

お母さん同士の交流の中で情報を共有し学び取っているところが多いが、自分もそうしたことを考えながらやっている。自分の近くには3人目の人が多くなっているが、最初は3人目なんか無理と言っていたけれど、だんだん増えてきている。このようなことから、産後につながりがあったり、大変だけど色々工夫してやっていると話し合う場があったり、いろんな情報を共有できることは大切なことだと実感している。

○幼保推進課

価値観はそれぞれであり、この計画をみて、共働きだから保育所に入れ、そのために保育所整備を進めるというように見えるかもしれないが、それを一律に押しつけているのではない。現状のニーズに合わせて対応したいと考えている。

●成田委員

資料3の「1-3(1)保育教諭」の保育士資格・幼稚園教諭免許取得支援事業について、「平成27年度は9施設、対象者12名に支援を行った。」とあるが、私の感覚では少な

いと感じるが、いかがか。

○幼保推進課

保育教諭とは、幼保連携型認定こども園の有資格者のことをいい、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方が必要となるが、両方を持っていないと保育教諭になれない。若い世代は養成校を卒業すると幼稚園教諭免許も保育士資格も両方取得しているのが普通であり、保育士資格・幼稚園教諭免許状取得支援事業は今年度から始まったが、この事業を活用しているのは年配層である。平成27年度からの5年間は、片方の免許・資格でも保育教諭になれるという経過措置があり、この特例期間中に所持していない資格等を取得すれば保育教諭として今後も勤務可能となる。県としては5年計画で取り組んでいくが、今後もニーズが見込まれるので、当該事業は継続実施する。

●渡辺委員

今の話に補足したい。幼稚園教諭第一種免許取得者は4年制大学を卒業しており、この場合は保育士資格は持っていない。最近卒業した人は両方の免許・資格を持っている場合があるが、少し前に4年制大学を卒業した人は幼稚園教諭第一種免許しか持っていない。このような人たちが、この機会をとらえて保育士資格を取得するということ。

○幼保推進課

この事業は、幼稚園教諭免許しか持っていない人が保育士資格を取得する場合と、保育士資格しか持っていない人が幼稚園教諭免許状を取得する場合と、両方のパターンがある。

●後藤節子委員

秋田県児童会館の指定管理をしているが、親からのクレームを受けることがある。

母の要望というのは、自分の子どもの年齢に合わせて時間帯毎に利用制限をしてもらえないとか、小さい子の遊ぶところだから大きい子どもは別の施設で遊ぶようにしてほしいという排除型の要望が多くなった。また、自分の子どもが陣地を独り占めしていても「今うちの子眠いから」などと言ってそのまま放っておく人も出てきて、そういう人に対しては児童会館の利用指針のようなものを貼り出せばどうかという意見もある。

親は自分の子どもも中心で、目線が狭まっているということを年々感じている。子どもの育ち全般について、もっとみんなで話したり関わりたいと思うような事業を提案してもらえれば、男性の育児休暇取得率はもっと上がるのではないかと。

危険を予知したり回避したりできる場所、いろんな年齢の子どもが入り交じって遊べるのが児童会館であるのに、それを排除するような風潮ができてきている。いくら素敵なプランができて、親の考え方ひとつで、もしかすると子どもはある時期急に不登校になってしまうかもしれないし、もっと子どもの育ちを中心とした考え方で、親の指導をするというプランは難しいかもしれないが、秋田の独自の良いところをいっぱい紹介して、それで自然と親が真剣に考えるようになれば、取得率とかについても会社も考えるようになるかもしれないし、内面からみんなを変えていけるようなそんな施策を考えて欲しいと感じている。

●後藤由美子委員

学校現場の立場でお話ししたい。

放課後の過ごし方は、学校としても大事だと考えている。そんななかで、放課後児童クラ

ブは施設数は整ってきていると感じている。また、クラブのなかで子どもたちに関わってくれる職員の質という意味では研修を実施するという話も聞くことができ、量と共に質を向上させるという点でも大変ありがたいことと感じている。

一点お願いであるが、できればもう少し資料を早く届けてもらいたい。今朝届いたので資料を読み込む時間が少なかった。

●佐藤委員

資料3の「1-3(3)保育士」に、「平成28年度からは保育士試験を年2回実施して保育士の確保に努める。」とある。現在、保育士を養成している短期大学は2箇所あるが、このような養成校では1回10日間、2年間で5回の実習がある。試験内容には実習はなかったと思うが、保育士試験制度と養成校との関係はどのように考えるか。試験に合格すればOKだと考えているのか。

実際に実習を経験して資格を取得した人と試験だけで資格を取得した人とで、職場内でトラブルがないといいが、どのように考えているか。

○幼保推進課

県内の養成校は、秋田大学、聖園短大、聖霊短大の3校である。

養成校と保育士試験の関係であるが、養成校に進学する人は最初から保育士や幼稚園教諭を目指している人である。一度社会に出たあとに保育士等を目指したいという人のために、試験制度があってもいいと考える。どちらかというとな養成校出身者の方が多い。保育士試験は非常に難しく、合格率10数%と聞いている。ペーパー試験と実技試験があり、一回で合格できない方は、2～3年かけて合格を目指すこととなるが、簡単な試験ではないと認識している。

なお、養成校出身者と試験合格者とで関係がうまくいかない等のトラブルは聞いたことがない。

●森部会長

「第2期 すこやかあきた夢っ子プラン」の修正については、事務局案のとおり修正することよろしいか。

●各委員

異議なし

●森部会長

それでは、事務局案を本部会の意見とします。

4 閉会